

H28年度包括外部監査の結果に対する措置状況 総括表

○テーマ:学校教育、社会教育及びスポーツ振興行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について

○指摘・意見の数:指摘2件(うち措置済み2件)、意見30件(うち措置済み30件)

区分	指摘			意見		
	措置済み	検討中	未措置	措置済み	検討中	未措置
県立学校総論 (No.1-7)	-			7	7	
学校評価(自己評価計画)				1	1	
教職員の職務専念義務免除				1	1	
私費会計				5	5	
県立学校各論 (No.8-17)	1	1		9	9	
金沢錦丘高等学校				3	3	
金沢商業高等学校	1	1		1	1	
工業高等学校				3	3	
いしかわ特別支援学校				2	2	
教育委員会事務局 (No.18-32)	1	1		14	14	
庶務課				1	1	
教職員課				2	2	
学校指導課				3	3	
生涯学習課				6	6	
スポーツ健康課	1	1		2	2	
合計	2	2		30	30	

H28年度包括外部監査の結果に対する措置内容

テーマ:学校教育、社会教育及びスポーツ振興行政に関する財務事務の執行及び事業の管理について

○指摘:一連の事務手続等の中で、法令、規則、条例等に違反している場合、あるいは違法ではないが社会通念上適当でないと考えられる場合に該当する事項
 ○意見:一連の事務手続等の中で、組織及び運営の面で合理化等に役立つものとして専門的見地から改善を提言する事項
 なお、包括外部監査の結果のうち、不適切な疑いがあり、是正措置が必要であるが、重要性の観点から又は予算上の制約により、直ちに是正措置をとるよりも、長期的に是正措置の検討が望まれる事項についても意見として記載

○県立学校総論

区分	No			指摘事項・意見の概要	措置内容
	No	頁	指摘・意見		
学校評価(自己評価計画)	1	23	意見	学校関係者評価委員会において学校の活性化につながる有用な意見が提起されるようにするため、例えば、学校関係者評価委員に教育現場への理解を深めてもらう観点から、教育活動や学校運営の視察を実施したり、教育委員会が設置者として学校をどう評価しているか知ってもらうため、総合訪問結果を資料として学校関係者評価委員会に提出するなど、学校関係者評価委員会の審議の充実について各学校で検討すべきである。	各学校に対して、学校関係者評価委員が、授業・学校行事の参観、施設・設備の観察、教職員・生徒との対話等を行えるよう教育活動や学校運営の様子を積極的に公開すること、また、学校を理解する上で役立つ資料についても、内容を検討した上で、積極的に提示することを、文書で通知を行った。
教職員の職務専念義務免除	2	27	意見	県立学校教職員が勤務時間中に教育関係団体等の任意団体の業務に従事する場合がある。 例えば、校長が石川県高等学校野球連盟会長として大会に出席する場合や、教職員が高等学校体育連盟の役員としての審判等を務めたり、校長会の事務局員として会計事務に携わる場合などである。 こうした業務はいずれも公務ではないことから、勤務時間中に従事する際には職務専念義務免除の手続が必要になるものだが、少なくとも往査した学校では当該手続が行われていなかった。 往査した学校のみならず全ての県立学校に対して、勤務時間中に任意団体の業務に従事する場合の職務専念義務免除手続が遺漏なく行われるよう周知徹底すべきである。	各学校に対して、職務専念義務免除の事務手続が遺漏なく行われるよう、改めて文書で通知を行った。
私費会計	3	48	意見	県立学校私費会計取扱要領は、私費について、以下のよう大きく二つに分けている。 (ア) PTA等学校関係団体から支援を受けることが可能であると考えられる経費 (イ) 個人負担を求める経費 上記分類に従えば、PTA等の団体からの負担を了解された(ア)についてのみを団体会計、(イ)については、全て学校徴収金会計として、私費会計登録すべきである。 ある高等学校では、「石川県**高等学校PTA冷房会計」という名称の会計を学校徴収金会計に区分していたが、これは、PTAが負担することを承認したものであるから団体会計に属する会計として登録しなければならないものと思われる。	該当校のPTA冷房会計は、PTAが設置したものであり、団体会計の位置づけが適切であることから、私費会計登録簿を修正した。 新たに同様の取扱いが行われないよう、県立学校事務長会議で各学校に対して周知し、注意喚起を行った。
	4	49	意見	生徒会会計については、2校において私費会計登録簿に登録されていなかった。 上記県立学校においては、①そもそも生徒会会計が存在しないのか、②生徒会会計というものがあっても、生徒の自主性に任せて、教職員がその収支と帳簿作成に、一切関与していないという理由で登録されていないのか、③単なる登録漏れなのか、確認すべきである。	該当校において、生徒会会計の登録漏れであることを確認し、私費会計登録簿を修正した。 新たに同様の事態が生じないよう、県立学校事務長会議で各学校に対して周知し、注意喚起を行った。
	5	50	意見	学校徴収金会計である「14入学生積立金会計(2014年度に入学した生徒の修学旅行等のための積立金)」における一時的な資金不足を、団体会計である***会計から流用していた。 県立学校私費会計取扱要領では、学校徴収金会計間の一時的な流用については学校長の許可を条件として認められているが、学校徴収金会計と団体会計間の資金の一時的な貸借については、同要領に記載がないことから、原則として控えるべきであろう。	新たに同様の取扱いが行われないよう、県立学校事務長会議で各学校に対して周知し、注意喚起を行った。
	6	51	意見	学校徴収金会計である「13入学生積立金会計(2013年度に入学した生徒の卒業記念アルバム作成等のための積立金)」の支出が収入を上回ったため、団体会計である***会計から当該積立金会計に補てんが行われていたが、この支出は***会計の目的にそぐわないものである。 補填額は5,892円であるが、今後このようなことがないよう事務処理を徹底されたい。	新たに同様の取扱いが行われないよう、県立学校事務長会議で各学校に対して周知し、注意喚起を行った。
	7	51	意見	購買会計について監査したところ、毎日の売上現金を千円単位で銀行口座に入金し、残りを翌日の釣り銭としているが、釣り銭として残した金額を正確に把握していないため、売上現金在高の確認が出来ない学校があった。 また、私費会計登録簿上、事務長は購買会計の現金取扱責任者であるが、実際には現金取扱事務に携わっていない。 今後は、釣り銭を定額にすることで、売上現金在高を正確に把握するとともに、事務長も現金取扱責任者として、現金在高の最終確認をするべきである。	該当校において、釣り銭準備金を定額にすることで売上現金在高を正確に確認し、事務長が現金在高の最終確認を毎日実施する方式に改めた。 新たに同様の事態が生じないよう、県立学校事務長会議で、各学校に対して周知し、注意喚起を行った。

○県立学校各論

項目	No 頁 区分			指摘事項・意見の概要	措置内容
	No	頁	区分		
金沢錦丘高等学校	8	54	意見	金庫は県立学校の校務に必要なとされる公金等を保管するためのものであるが、金庫で保管する必要のない古い通帳や既に使われなくなった印鑑等が廃棄されずに保管されていたので、整理整頓すべきである。	該当校において、金庫の整理整頓を実施した。新たに同様の事態が生じないよう、県立学校事務長会議で、各学校に対して周知し、注意喚起を行った。
	9	54	意見	図書室の一面に3台のパソコンが使用禁止の状態(遊休設備)で置かれたままになっていた。当該パソコンに搭載されているOSは、平成26年4月にサポートが終了したWindows XPであり、セキュリティの確保が出来ないことから現在は使用していないものであるが、遊休備品のままにせず、廃棄すべきである。	該当校において、意見にあったパソコンは廃棄した。新たに同様の事態が生じないよう、県立学校事務長会議で、各学校に対して周知し、注意喚起を行った。
	10	56	意見	「金沢錦丘高等学校における毒物及び劇物の保管管理に関する規程」には「長期間保存されている毒劇物のうち、使用の見込みのないものについて、速やかに廃棄処分等の措置を講じなければならない」とあるが、同校の毒劇物の管理状況を確認したところ、自然発火する性質を持つ理科の実験用の薬品で近年毒性の高さから用いられなくなった「黄リン」など使用する予定のない廃棄すべき毒劇物が多数存在した。適正な方法により速やかに廃棄すべきである。	該当校において、使用の見込みのない毒劇物をリストアップし、廃棄した。各学校に対して、毒劇物の保管・管理を徹底するよう、文書で通知を行った。また、毒劇物の管理実務者連絡会議で、毒劇物の適正な保管管理について具体的に説明し、県立学校長会議においても、再度徹底を呼びかけた。
金沢商業高等学校	11	58	指摘	「金沢商業高等学校における毒物及び劇物の保管管理に関する規程」には「定期的に数量と管理簿の照合を行わなければならない」とあるが、同校の毒劇物の管理状況を確認したところ、毒劇物の定期点検が行われておらず、数量を把握できていなかった。数量等毒劇物の保管状況を確認するとともに、使用の見込みのないものについては、適正な方法により、速やかに廃棄すべきである。また、学校指導課は、各学校の毒劇物管理が適切に行われているか、抜き打ち的な現地調査等により確認すべきである。	該当校において、毒劇物の数量を確認し、定期点検を行うこととした。また、使用の見込みのない毒劇物をリストアップし、廃棄することとした。各学校に対して、毒劇物の保管・管理を徹底するよう、文書で通知を行った。また、毒劇物の管理実務者連絡会議で、毒劇物の適正な保管管理について具体的に説明し、県立学校長会議においても、再度徹底を呼びかけた。更に、毒劇物の適正な管理に必要な物品の購入希望調査を実施し、21校に薬品整理箱等、必要な物品を購入した。加えて、順次各校に対して現地調査を実施することとした。
	12	61	意見	金商デパートの決算報告を確認したところ、会計分野に関する実践教育が十分ではないのではないかと見受けられた。現在の金商デパートの決算報告は収支報告(収支決算書)のみであり、せつかく売上計算書、棚卸表、支払明細書などを作成しながら、それを、損益計算書や、貸借対照表などの決算書にまで作り上げていない。金商デパートに出店した店舗の大半は、会計処理や商品管理を協力企業が直営で行っており、学校側で仕入れ値等の情報を得られないためであるが、売上高が開催2日間で1千万円を超える規模であり、実践教育との場としてまたとない機会であることから、何らかの諸条件を設定したうえで、法人化した場合など、損益計算書のシミュレーションを作成し、意見を発表し合うなど、工夫を凝らした試みを行ってみてはどうか。	平成29年度の金商デパートでは、一定の条件を想定して、予算書、模擬店及び自主経営店舗の計画(販売商品、損益分岐点、利益計画)、各店舗仕入計画並びに棚卸表などを作成した。実施後は、棚卸表、売上計算書、模擬店及び自主経営店舗の損益計算書並びに金商デパート収支損益計算書を作成した。
工業高等学校	13	63	意見	金庫内を確認したところ、現在使用していないマスターキーなど金庫で保管する必要のないものが保管されていた。整理整頓が必要である。	該当校において、金庫の整理整頓を実施した。新たに同様の事態が生じないよう、県立学校事務長会議で、各学校に対して周知し、注意喚起を行った。
	14	63	意見	図書の貸出状況について確認したところ、返却期限の一週間を過ぎても返却されていない図書が見られた。未返却図書は、教員が授業準備に使用することを目的に借りている図書であったが、教員に対して返却期限の遵守を周知徹底すべきである。	該当校において、教員に対して、未返却図書を返却させるとともに、返却期限の遵守について周知徹底した。新たに同様の事態が生じないよう、県立学校事務長会議で、各学校に対して周知し、注意喚起を行った。
	15	63	意見	「工業高等学校における毒物及び劇物の保管管理に関する規程」には「地震等による転倒の可能性のある保管庫については、転倒防止措置を講じなければならない」とあるが、同校の毒劇物保管庫を確認したところ、複数ある毒劇物保管庫のうち1台について、転倒防止対策が施されていないものがあつた。早急な対応が必要である。	該当校において、意見にあった毒劇物保管庫については、現地調査後すみやかに転倒防止対策を実施した。各学校に対して、毒劇物の保管・管理を徹底するよう、文書で通知を行った。また、毒劇物の管理実務者連絡会議で、毒劇物の適正な保管管理について具体的に説明し、県立学校長会議においても、再度徹底を呼びかけた。
いしかわ特別支援学校	16	69	意見	備品の管理状況を確認したところ、平成26年12月5日に寄贈された絵画に備品シールが貼られていなかった。寄贈品等で、備品シールの貼っていないものについては、単なる備品シールの添付漏れなのか、備品登録がされていないのかを、本校のみならず、全ての県立学校について点検すべきと思われる。	備品シールの貼付漏れであり、該当校において、改善を図った。県立学校事務長会議で、各学校に対して、備品シールの貼付、備品登録について点検確認を指示した。
	17	69	意見	「いしかわ特別支援学校における毒物及び劇物の保管管理に関する規程」には「保管庫は毒劇物の盗難及び紛失を防止するため、施錠可能なものとしなければならない」とあるが、同校の毒劇物の管理状況を確認したところ、毒劇物の入った冷蔵庫に鍵をかけておらず、また、毒劇物保管庫のある理科準備室の鍵を生徒が使用する理科室の棚の中に置いていた。施錠管理を徹底するとともに、理科準備室の鍵は職員室等適切な場所で保管すべきである。	該当校において、意見にあった冷蔵庫を直ちに施錠するとともに、改めて施錠管理を徹底した。また、理科準備室の鍵の保管場所を職員室内に変更した。各学校に対して、毒劇物の保管・管理を徹底するよう、文書で通知を行った。また、毒劇物の管理実務者連絡会議で、毒劇物の適正な保管管理について具体的に説明し、県立学校長会議においても、再度徹底を呼びかけた。

○教育委員会事務局

項目	No 頁 区分			指摘事項・意見の概要	措置内容
	No	頁	区分		
庶務課	18	75	意見	<p>教育委員会では、ICT教育環境の整備として、平成28年度から、教員用のタブレット端末とデジタル教科書を導入しているところである。</p> <p>今後、ICT教育環境を整備するにあたっては、導入した機器を授業等において、どのように効果的に活用できたのか、その成果や課題をしっかりと検証し、それらを踏まえた上で、今後の整備を進めていくことが望まれる。</p>	<p>今後、各学校に対して、タブレット端末の活用状況を調査し、効果的な活用事例を収集することとした。</p>
教職員課	19	83	意見	<p>人事給与管理電算システムの保守管理を、システムの作成段階から携わりシステムに精通していることを理由に、(株)石川コンピュータ・センターと一者随意契約を毎年度行っている。</p> <p>システムがカスタマイズされたものであること、教職員の人事情報に関する情報の秘匿性を確保するなどの理由により、システム作成業者への一者随意契約が続いているとのことであった。</p> <p>システム導入時に保守管理費用を含めた検討が必要であったが、現在の契約金額について引き下げ等改善の余地がないか検討すべきである。</p>	<p>平成30年度の契約時には、平成29年度の保守実績実績を勘案して契約額を業者と協議することとした。</p>
	20	85	意見	<p>アンガーマネジメント指導者養成研修を平成25年度から行っている。</p> <p>教員向けアンガーマネジメントプログラムを提供する唯一の組織であるという理由により一者随意契約を毎年度行っているが、複数事業者からの見積徴収が原則である。</p> <p>他県状況等を参考に、他の事業者では教員向けのアンガーマネジメント研修を提供できないか検証すべきである。</p>	<p>今後、当該研修を実施することになった場合には、その時点での他県状況等を確認し、複数事業者からの見積徴収の実施を図ることとした。</p>
学校指導課	21	95	意見	<p>石川県補助金交付規則によれば、県は補助事業の成果の報告を受けた場合においては、必要に応じて現地調査を行い、補助事業の成果が交付決定の内容に適合するか調査することとされている。</p> <p>事業主体である親と子の絵本ワールド・イン・いしかわ実行委員会は県や市町の長が顧問や委員として加わっているが、事務局は民間企業となっている。県は提出された実績報告書について書類審査しか行っておらず、現地調査を行っていない状況にある。</p> <p>当該補助金が長年にわたって交付されていることを踏まえ、県は適宜現地調査等により、出納帳の閲覧や領収書等との突合を行うなど、当該補助金が交付目的に沿って適切に使われているか確認すべきである。</p>	<p>委託先事務局担当者に当該補助金について、平成28年度は補助金を確定済みであるため、平成29年度事業において、現地調査等により、出納帳の閲覧や領収書等との突合を行った。</p>
	22	97	意見	<p>石川県高等学校校務支援システム構築等業務については、プロポーザル方式で選定した事業者と一者随意契約を締結しているが、プロポーザルの審査委員会の委員は、教育委員会の学校指導課課長、担当課長、課長補佐の3名であった。</p> <p>石川県情報システム調達ガイドラインでは、プロポーザル審査委員の選定にあたっては、中立性、専門性等多角的な視点で評価が可能となるようバランスよく人選を行うこととされており、専門性の点では、学校のシステムに詳しい教職員が審査委員となっていたことから特段問題はないが、中立性の点では、審査委員の人選を学校指導課内で完結させるのではなく、利害関係のない者を審査委員に加えるべきであった。今後、システム関係でプロポーザル審査を行う際には、以上のことに留意されたい。</p>	<p>今後、情報システム調達において、プロポーザル方式で業者を決定する場合は、中立性の確保の観点から、所属以外の者を審査委員に加えることを検討することとした。</p>
	23	97	意見	<p>石川県高等学校校務支援システムの仕様に、保管期間を過ぎた情報を消去する仕組みが盛り込まれていない。</p> <p>5年又は20年とされる情報の保管期間内に適切に対応することが必要である。</p> <p>また、平成28年8月には文部科学省より「教育情報セキュリティのための緊急提言」が発せられたが、予算の制約上等、どうしても対応出来ないもの以外は、定期的監査、実践的研修などで対応すべきである。</p>	<p>平成31年のシステム更新に向け、対応方法を業者と検討するとともに、各学校の意見も踏まえながら判断を行うこととした。</p> <p>緊急提言の内容については、今後国の動向を見ながら適切に対応していく。</p>
生涯学習課	24	110	意見	<p>青年芸能祭について、参加者が当初見込みを下回ったため、参加者から徴収する負担金収入が減少し、結果として青年芸能祭事業の収入全体に占める県の負担金の割合が予算時約44%から、決算時約68%に増加しており、何らかの見直しが必要であると考えます。</p> <p>実施種目によっては参加者がごく少数なものもあることから、より多くの青年団員が興味を持ち参加したいと思うような実施種目を追加するなど、青年芸能祭の活性化に向けて、団体に対し提案を行ってはどうか。</p>	<p>主催者に対し、</p> <ul style="list-style-type: none"> ・実効性のある計画の策定 ・参加者増に向けた活性化策 ・加盟団員への周知の徹底 ・協賛金等参加費収入以外の財源確保 <p>を提案をした結果、H29青年芸能祭においては加盟団体の参加者が93名増の154名となり、観客も480人を集め、活性化が図られた。</p> <p>また、協賛金等の財源が十分に確保され、収入全体に占める県負担金の割合は予算時と決算時ではほぼ変わらない結果となった。</p>
	25	110	意見	<p>社会教育団体等活動促進費予算で支出している補助金等の実施報告書には、参加人数の記載がないなど報告書として不十分なものが散見された。援助団体に対して記載の充実を求めるとともに、報告書を分析・検証し活動内容の改善につなげていくべきである。</p>	<p>援助団体に対し、平成28年度実績報告時に、参加人数等必要な書類の提出を求め、補助事業の成果を確認した。また、次年度以降も同様に行うよう指示した。</p>

生涯学習課	26	122	意見	家庭教育相談体制については、相談件数の実績が少なく感じられるので、新聞への広告掲載や小中学校の保護者に配付するパンフレットへの情報掲載などの既存の周知の取組に加え、県や市町の広報誌への掲載や、イベント等でのチラシ配布など、一層の広報周知に努めるべきである。	これまで、新聞の相談紹介欄や県ホームページに情報掲載してきたが、新たにラジオ番組での宣伝や、県内全小中学校を通じて保護者に家庭教育相談カードを配付する等、一層の広報周知に努めた。
	27	122	意見	北陸放送㈱の委託契約の収支精算書明細が分からない。委託契約締結時には詳細な積算内訳はあるが、委託事業実施結果についても、費用の内訳を検証すべきである。	受託者に対し、平成28年度事業報告時に収支精算書明細の提出を求め、委託事業の実施結果を確認した。また、次年度以降も同様に行うよう指示した。
	28	124	意見	子どもの健全なインターネット利用に向けた保護者への意識啓発について、情報交換会に参加した保護者に対する啓発効果はあるが、一方、情報交換会に参加できない保護者に対しても、個人面談や入学説明会等の機会を捉えての啓発のほか、学校便りやホームページ等の媒体を活用した広報など、効果的な普及啓発に取り組むべきである。	県ホームページに、学校関係者向けに他校での優良取り組み事例を掲載した。 また、県高等学校PTA連合会総会・県PTA連合会指導者研修会で、情報学習会に参加できない保護者に対する啓発方法の事例紹介を行った。 各学校への啓発パンフレット送付時に、各校実施の情報学習会の内容を、学校便り・学校ホームページ等で広報するよう周知徹底した。
	29	136	意見	番組の制作・放送の委託は、長期にわたって一者随意契約により行われている。今後、番組内容の大幅な改編や新規番組の放送について検討する機会があれば、複数者による比較検討をすべきである。	今後、大幅な改編や新規番組の放送について検討する機会があれば、複数者による比較検討を行うこととした。
スポーツ健康課	30	143	指摘	いしかわ総合スポーツセンターについて、県と指定管理者との間で締結した基本協定書は、「管理業務の一部又は全部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ県の承認を得たときは、この限りではない。」と定めているが、指定管理者の一員である石川県ビルメンテナンス協同組合が業務の一部を県の承認を得ないで第三者に委託していた。	指定管理者が管理業務の一部を第三者へ委託する際、基本協定書に基づき事前に県に対し承認を得るための申請書を提出するよう改めて指導した。
	31	143	意見	いしかわ総合スポーツセンターについて、指定管理者である石川県体育協会グループの実績報告書の記載が不十分であるにもかかわらず、教育委員会は受理していた。 石川県体育協会グループは、(公財)石川県体育協会、石川県ビルメンテナンス協同組合、(公財)北陸体力科学研究所の3者から構成されている。 指定管理者が提出した収支に関する実績報告書は、グループの代表団体である(公財)石川県体育協会のみ支出の内訳が記載されており、石川県ビルメンテナンス協同組合及び(公財)北陸体力科学研究所の支出の内訳が記載されていなかったが、教育委員会はそのまま受理し管理料を支払っていた。 なお、両団体の支出内訳を取り寄せ確認したところ、適切に支出が執行されていた。	指定管理者からの実績報告書の受理にあたっては、支出内訳書の添付漏れ等の不備がないか、確認を徹底することとした。
	32	145	意見	いしかわ総合スポーツセンターについて、指定管理者の2人の職員がほぼ同じ集計資料を作成して互いに突合するなど、入力ミスを防止するためとはいえ効率的とは言えない作業が行われていた。 基本協定書は、「県は、管理業務の状況及び管理料の経理状況について、必要があると認めるときは、石川県体育協会グループに対し報告を求め、実地について調査し、又は必要な指示をすることができる」と定めていることから、県は実地調査し、必要な指示を行うべきである。	いしかわ総合スポーツセンターの運営に支障が生じた場合等、必要があると認めるときは、実地調査や必要な指示を行うこととしており、今後、必要があると認めるときは、実地調査を行う等、適正な手続きに努めてまいりたい。